

大田区景観審議会（第1回）

目 的	1 大田区景観計画の策定について															
日 時	平成25年7月24日（水） 開会 2時00分 閉会 3時39分															
場 所	大田区役所 5階 会議室															
委 員	<table border="0"> <tr> <td>○ 中井 検裕</td> <td>○ 野原 卓</td> <td>○ 福井恒明</td> </tr> <tr> <td>○ 大澤昭彦</td> <td>○ 杉田早苗</td> <td>○ 杉山朗子</td> </tr> <tr> <td>○ 樋口幸雄</td> <td>○ 遠藤孝一</td> <td>○ 舟久保利明</td> </tr> <tr> <td>○ 山中誠一郎</td> <td>欠 川尻幸由</td> <td>○ 平澤芳雄</td> </tr> <tr> <td>○ 荘真木子</td> <td>○ 加藤芳夫</td> <td></td> </tr> </table> <p style="text-align: right;">○印出席者</p>	○ 中井 検裕	○ 野原 卓	○ 福井恒明	○ 大澤昭彦	○ 杉田早苗	○ 杉山朗子	○ 樋口幸雄	○ 遠藤孝一	○ 舟久保利明	○ 山中誠一郎	欠 川尻幸由	○ 平澤芳雄	○ 荘真木子	○ 加藤芳夫	
○ 中井 検裕	○ 野原 卓	○ 福井恒明														
○ 大澤昭彦	○ 杉田早苗	○ 杉山朗子														
○ 樋口幸雄	○ 遠藤孝一	○ 舟久保利明														
○ 山中誠一郎	欠 川尻幸由	○ 平澤芳雄														
○ 荘真木子	○ 加藤芳夫															
出 席 幹 事	副区長（幸田） まちづくり推進部長（川野） 都市基盤整備部長（赤阪） 都市基盤施設活用担当参事（杉村） まちづくり管理課長（黒澤） 都市計画担当課長（西山） 都市基盤管理課長（畑元）															

傍聴者 7名

議 事	議 題 大田区景観計画の策定について
	概 要
<u>議決事項</u> 大田区景観計画について、各委員から提出された意見を十分踏まえて策定すること	
その他 提出資料 諮問文（写） 資料 1 大田区景観審議会委員名簿・座席表 資料 2 大田区景観計画（案） 資料 3 大田区景観計画（案）区民意見公募手続き（パブリックコメント）の実施結果について 大田区景観計画（案）に係る区民説明会の実施結果について 資料 4 大田区景観計画（案）に対する大田区都市計画審議会の主な意見要旨 資料 5 第 4 回景観策定委員会からの主な変更箇所 資料 6 大田区景観アドバイザー名簿 資料 7 大田区景観計画策定スケジュールについて 資料 8 大田区景観計画の解説資料の作成について 参考資料 1 第 4 回大田区景観計画策定委員会議事録 参考資料 2 大田区景観条例・大田区景観条例施行規則	

西山幹事 定刻の2時となりましたので、第1回大田区景観審議会を開会させていただきます。

本日は、ご多忙のところ、ご出席いただきまして、まことにありがとうございます。私は、本審議会の会長が選出されるまでの間、司会を務めさせていただきます、まちづくり推進部都市計画担当課長の西山と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

本日の審議会の議事につきましては、お手元に配付させていただきました次第に従いまして進めさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

冒頭、事務局から何点かご説明させていただきます。

まず1点目でございます。本審議会の傍聴についてでございます。本審議会につきましては、傍聴を認めており、傍聴者の方は、既にご入場いただいております。

また、本日の審議会の過程等につきまして、より多くの区民の方に景観行政の取り組みを広め、知っていただきたいという観点から議事録を作成しまして、ホームページ等で公開してまいりたいと考えておりますので、ご理解のほどをよろしくお願いいたします。

続きまして、第1回景観審議会の開会に当たりまして、大田区を代表して、幸田副区長よりご挨拶を申し上げます。幸田副区長、よろしくお願いいたします。

幸田幹事 皆様、こんにちは。大田区の副区長の幸田でございます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

本日はお忙しい中、お集まりいただきまして、まことにありがとうございます。大田区では、「大田区都市計画マスタープラン」におきまして、「多様な特性と地域力が結びつき、活力と快適性を生み出し、世界に開くまち大田」をまちづくりの基本理念に据えているところでございます。国際都市として、魅力あるまちづくりを地域の皆様とともに進めてるところでございます。

委員の皆様方におかれましては、「大田区景観計画策定委員会」の委員として、これまで大田区景観計画の策定にご尽力いただきますとともに、このたびは、「大田区景観審議会」の委員をお引き受けいただきまして、まことにありがとうございます。おかげさまで

大田区は、東京都との協議を経まして、本年4月1日に景観法に定めます景観行政団体こちらに移行をいたしました。これまで東京都が担っておりました区内の景観行政事務を大田区自らが担うこととなったわけでございます。これもひとえに委員の皆様方のお力添えの賜物と、この場をお借りいたしまして、感謝を申し上げます。

これまで委員の皆様方のご協力をいただきながら、策定を進めてまいりました「大田区景観計画（案）」をお手元に配付させていただきました。本案につきましては、7月3日の「都市計画審議会」に諮問し、委員の皆様方からご意見を頂戴いたしましたところでございます。

本日は、大田区景観条例に基づきまして、本審議会にお諮りをいたしまして、委員の皆様方からご意見をいただき、「大田区景観計画」として取りまとめてまいりたいと考えておりますので、何とぞよろしくお願い申し上げます。

西山幹事 ありがとうございます。

続きまして、幸田副区長より、大田区景観審議会委員の皆様のご紹介をさせていただきます。

お手元に「資料1」ということで「大田区景観審議会委員名簿」を配付させていただいておりますので、あわせてご覧ください。

幸田副区長、よろしくお願いいたします。

幸田幹事 それでは、委員の皆様をご紹介します。

学識経験のある者の委員として、中井検裕委員。

野原卓委員。

福井恒明委員。

大澤昭彦委員。

杉田早苗委員。

杉山朗子委員。

次に、関係団体の構成員の委員といたしまして、樋口幸雄委員。

遠藤孝一委員。

舟久保利明委員。

山中誠一郎委員。

区民の委員といたしまして、平澤芳雄委員。

荘真木子委員。

加藤芳夫委員。

以上でございます。

なお、本日、ご欠席が1名いらっしゃいます。ご紹介をさせていただきます。関係団体の構成員の委員でございます、川尻幸由委員でございます。本日はご都合で欠席でございます。

以上でございます。

大田区景観審議会委員として、引き続き大田区の良い景観の形成に関し、ご協力を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

西山幹事 ありがとうございます。

続きまして、事務局からご案内させていただきます。

本日の審議会の成立につきまして報告させていただきます。審議会の成立要件につきましては、大田区景観条例施行規則第30条第6項において、「審議会は、委員の半数以上の出席がなければ会議を開くことができない。」と規定されているところでございます。本日、委員の皆様方の出席状況でございますが、委員14名のうち、出席13名、欠席1名という状況で定足数を満たしています。

なお、参考といたしまして、先ほどの「資料1」の裏面をご覧ください。こちらのほうには座席表がございまして、本日出席の区職員につきまして掲載させていただいておりますので、よろしくお願いいたします。

続きまして、本審議会の会長の選出に進めさせていただきます。

大田区景観条例施行規則第30条第2項の規定に基づき、「会長は、学識経験のある者から選出する。」旨が定められているところでございます。

ここで事務局として案をご用意しております。委員の皆様方のご承認をいただければ、提案させていただきたいと考えているところでございますが、いかがでございますでしょうか。

(異議なし)

西山幹事 ありがとうございます。それでは、事務局から提案させていただきます。これまで、大田区景観計画の策定に関しましては、景観計画策定に係る作業部会の会長、また、策定委員会の委員長とい

たしまして、大田区景観計画案の取りまとめにご尽力いただきました中井委員に会長をお願いしたいと考えているところでございます。委員の皆様方の拍手をもちまして、ご承認とさせていただきます。委員の皆様方の拍手をもちまして、ご承認とさせていただきます。いかがでしょうか。

(拍手)

西山幹事 ありがとうございます。満場一致の拍手ということで、ただいまをもちまして、大田区景観審議会会長を中井委員に決定させていただきます。

なお、ここで会長が選出されましたので、まず、会長より一言ご挨拶を頂戴できればと思います。中井会長、よろしく願いいたします。

中井会長 中井でございます。改めまして、簡単にご挨拶をさせていただきます。大田区が景観行政団体になられたということで、ようやく大田区の景観行政が公式にもスタートするというところで、本日景観審議会も第1回が開催されるという運びになりました。

委員の皆さん方とは、景観計画をつくることから一緒に議論をさせていただいております。そのときの大きな目標でした景観計画は、概ね準備が整ったというところでございますけれども、審議会としましては、その運用に当たりまして、さまざま審議する事項、あるいは検証ですとか、啓発の面でも審議会が議論させていただく場が出てこようかと思っております。

大田区の歴史の新しい1ページということになろうかと思っております。ぜひ、皆様方関連にご議論いただきながら、大田区の景観行政の一翼を担いたいと思っておりますので、どうぞよろしく願いいたします。

西山幹事 ありがとうございます。

なお、幸田副区長でございますが、他の公務が控えているため、大変恐縮ではございますが、ここで退席させていただきますので、よろしく願いいたします。

幸田幹事 恐縮でございますが、お許しをいただきたいと存じます。ありがとうございました。

(幸田幹事、退室)

西山幹事 それでは、これより中井会長に議事進行をお願いしたいと思います。

す。中井会長、よろしくお願いいたします。

中 井 会 長 それでは、議事に入りたいと思いますが、それに先立ちまして、副会長を選任したいと思えます。大田区景観条例施行規則第30条第3項に、「副会長は、会長が指名する委員をもって充てる。」と規定されておりますので、指名をさせていただきます。

横浜国立大学の野原委員をお願いをしたいと思えます。いかがでございますか。

(拍手)

中 井 会 長 ありがとうございます。それでは、野原委員に副会長をお願いしたいと思えます。一言ご挨拶をお願いいたします。

野 原 副 会 長 改めまして野原でございます。私も大田区景観計画の策定にも携わらせていただきまして、ようやく今回、景観行政団体になって、これから景観計画が決まり、かつこれを実際運用していく場になっていくというふうに思っております。景観計画の策定の中でも議論があったと思えますが、これからその景観計画自身も見直しもしながら育まれていくものであり、かつ景観自身も当然その景観計画とともに育まれていくものかなと思っております。いろいろな案件も含めながら審議をしていく中で、よりよい大田の景観というのがどんどん創造され、育まれていくことに携わることができればと思っております。これからはどうぞよろしくお願いいたします。

中 井 会 長 ありがとうございます。それでは、本日の議題に入りたいと思えます。

まず議題でございますが、大田区長より大田区景観審議会会長宛てに平成25年7月16日付で「大田区景観計画の策定について」諮問をされました。これを議題としたいと思えます。

それでは、事務局より諮問文の朗読をお願いいたします。

西 山 幹 事 それでは、諮問文を朗読させていただきます。皆様方には、諮問文の写しを、お手元に配付させていただいているものを読み上げさせていただきます。「25まま発第10499号大田区景観審議会 大田区景観計画の策定について、大田区景観条例（平成25年条例第16号）第24条第2項の規定に基づき、諮問する。平成25年7月16日 大田区長 松原忠義」。

朗読は以上でございます。

中井会長 はい、ありがとうございます。

それでは、ただいま諮問を受けましたので、議題の説明をお願いいたします。

西山幹事 それでは、事務局より説明をさせていただきます。

説明の前に資料の確認をさせていただきます。

本日、机上配付させていただきました次第ということで、「第1回大田区景観審議会」の資料が1枚でございます。

それから、「資料1」といたしまして、「大田区景観審議会委員名簿」、裏面のほうが座席表となっております。

それから、順番前後しますが、諮問文ということで、ただいま読み上げました諮問文の写しが一部ございます。

それから、厚い資料で「資料2」ということで、「大田区景観計画（案）」160ページの資料になります。

続きまして、「資料3」ということで、二つございます。1点目が、「大田区景観計画（案）区民意見公募手続き（パブリックコメント）の実施結果について」同じく「資料3」といたしまして、「大田区景観計画（案）に係る区民説明会の実施結果について」でございます。

続きまして、「資料4」といたしまして、「大田区景観計画（案）に対する大田区都市計画審議会の主な意見要旨」でございます。

続きまして、「資料5」といたしまして、「第4回景観計画策定委員会からの主な変更箇所」でございます。

「資料6」、「大田区景観アドバイザー名簿」でございます。

「資料7」、「大田区景観計画策定スケジュールについて」でございます。

「資料8」、大田区景観計画の解説資料の作成についてでございます。

そのほか、「参考資料1」として、「第4回の策定委員会の議事録」、それから、「参考資料2」といたしまして、「大田区景観条例・大田区景観条例施行規則」ということでご用意させていただい

たところでございます。

以上、資料一通りとなります。

それでは、ご説明させていただきます。よろしくお願いいたします
す。

最初に皆様方のお手元にある、「資料7」をご覧ください。「大田区景観計画策定スケジュールについて」というところでございます。こちらは3月5日の第4回大田区景観計画策定委員会開催日以降、本日までの動きについて、整理させていただいたところでございます。

冒頭、副区長のほうから申し上げましたとおり、本年4月1日より、大田区景観行政団体へ移行しております。あわせて、景観条例の施行を行っております。

また、5月についてでございますが、景観計画（案）に対するパブリックコメント及び説明会を実施したところでございます。さらに7月3日でございますが、大田区都市計画審議会への意見聴取、景観法に基づいて意見聴取を実施したところでございます。その上で、本日7月24日ということで、本日は、景観条例の規定に基づきまして、景観審議会への意見聴取ということで進めさせていただいているところでございます。

これらの意見聴取を経まして、今後の予定でございますが、大田区といたしましては、景観計画を受けて区長決定をいたしまして、予定といたしましては、10月1日施行ということで進めてまいりたいと考えているところでございます。

それでは、具体的な中身について、説明に入らせていただきます。

「資料2」とあわせて、「資料5」ということで、変更箇所を示した資料をご覧ください。

全体的な部分で申し上げますと、第4回の景観計画の策定委員会でお示ししました計画（案）からは、大きな変更点等はございません。従いまして、基本的な考え方は、これまで同様となっております。

景観計画（案）の構成につきましては、「資料2」の4ページをご覧ください。景観計画の構成ということで、5章立てとなっております。

おります。第1章におきましては景観計画策定の背景と目的、第2章では景観特性と景観形成の基本方針、それを受けまして、第3章・第4章におきまして具体的な景観形成の誘導、また、第4章では景観法で定めます景観重要公共施設、景観重要建造物や樹木の指定について考え方を整理しております。

そして、第5章におきまして、その他の各種制度の活用についてということでまとめている、このような構成となっているところでございます。若干前回よりページ数が増えております理由につきましては、写真ですとか、イメージ図を追加した関係でございます。

その他の一部細かい部分につきまして、見直しを行った点につきまして、「資料5」とともに説明させていただきますので、よろしくお願いたします。

まず、景観計画の目次をご覧ください。こちらにつきましては、「資料5」の1番のところでございます。25ページのところに「良好な景観形成の実現に向けた基本的な考え方」ということで、見出しのところに「3つの景観づくり」ということで、言葉を入れたところがございます。目次のところはそこの変更点です。

それから、ページのほうをおめくりいただきまして、第1章の部分でございます。「資料5」の2番、1ページの下から6行目のところに、「大田区景観計画」ではとございまして、この辺のところにつきまして、「様々なまちづくりの機会を捉えて総合的な視点から施策を展開」するということで、若干言葉を整理したところがございます。

さらに2ページのところでございます。5)景観計画の位置づけというところでございます。これは、「資料5」の3番でございます。計画の位置づけということで、黒ポチが三つございまして、上の二つを追加したところがございます。景観計画といたしまして、他の施策との総合調整の役割があるという点、こういったところを位置づけの中で説明を加えたところがございます。

3ページにつきましては、「資料5」の4番、関連する計画のその他のところに、「大田区サイン基本計画」を加えています。以上が、第1章の変更点ということになります。

それから、第2章のほうになります。こちらにつきましては、第2章では、景観特性と景観形成の基本方針ということで、三つの景観特性を踏まえ、四つの基本方針ということで考え方を整理しているところがございます。

変更箇所でございますが、ページをめくっていただきますと、8ページのところがございます。こちら、「資料5」の5番の意見に対応いたしまして、現在の記述のところ、大田区の取り組み、羽田空港第1ゾーンの国際戦略総合特区の考え方、また、下のほうになりますけれども、六郷用水の部分、こういったところの考え方を補強しているところがございます。

続きまして、「資料2」11ページのところの図でございます。こちらにつきましては、「資料5」の6番になります。六郷用水の散策路の区域につきまして、中原街道までから、さらに上流のほう、丸子川のほうに向かってこの区域の赤い点線がございますが、こちらのほうを延長したところが直したところがございます。

それから、ページのほうが飛びまして、「資料5」の7番、8番というところで、こちらにつきましては、13ページにおきまして、名称等の変更を改めたということがございます。

ページが飛んで恐縮でございます。32ページということで、「資料5」の9の部分でございます。こちらにつきましては、景観形成の誘導の考え方下のところに、ガイドラインとの関係の図を新たに加えたところがございます。下のほうに図がございまして、三つほど、真ん中あたりにガイドラインということで、こういったものを活用しながら誘導を図っていくという考え方でございます。

この中で建築物景観ガイドライン、色彩ガイドライン、公共施設景観ガイドラインということで、この中身についての説明でございますが、皆様方の「資料8」ということにご用意させていただいております。こちらの中に考え方を整理しているところがございます。この表の中の2番目、3番目、4番目のところにそれぞれガイドラインの作成の目的、具体的な資料の内容とあと想定される利用者ということで整理したというところがございます。

またページを戻りまして、「資料2」の38ページのほうになります

す。こちらにつきましては、事前協議と届出の手順ということで、こちらのイメージの体裁を整理したところでございます。上段の事前相談のところに幾つかございまして、下の2行「大田区みどりの条例に基づく緑化計画の事前相談」、また「東京都景観条例に基づく事前協議」、こういったところを上の方で加えて、整理したところでございます。

それから、ページのほうでございしますが、42ページをご覧ください。こちらのほうにつきましては、「資料5」の11番の部分の説明でございます。47ページ、それから125ページとそれぞれ景観形成基準の適用イメージということで、色を加えて見やすいようにアレンジしたものでございます。

42ページのところ、工作物の建設等とありまして、この中で工作物の種類の表の下に、米印で説明書きがございまして、こちらのところの説明書きを直しています。具体的には、42ページの最後のところに、「以下、他市街地類型及び景観形成重点地区も同様とする」ということで、この42ページの中段にある表が、47ページのほうの中段にも出てきています。こちらのほうにも、同じように欄外の注意書きが適用されますので、表記の統一を整理したところでございます。

56ページにおきましては写真が四つございまして、右下の写真、こちらは「歴史的建造物が見られる池上本門寺周辺の街並み」ということで、新たにこの写真を入れております、以前、池上通りの商店街と街路樹との写真を入れていたのですが、その写真を入れかえたところでございます。これは、「資料5」の13の説明に対応したものでございます。

それから62ページということで、こちらにつきましては、写真を上の二つを新たに加えて変更したものでございます。

ページのところが飛びますが、80、81ページというところでございます。こちらにつきましては景観資源ということで、幾つかの景観資源、こちらについて、これまで写真ですとかイラストがなかったのですが、80ページのほうには写真、81ページにはイラストということでイメージをつかみやすいよう加えているところでござい

す。

坂道以下、その他の海、河川、運河についても、写真、イラスト、それぞれ加えているところがございます。「資料5」の15、16番の意見でございます。

ページのほう飛びまして、105ページということで、鉄道に関する記載が「資料5」の17、18、19ということでございまして、こちらにつきましては、それぞれ景観形成基準の中で、文言の精査をしたところがございます。

「資料2」の111ページ。「資料5」でいくと20番のところがございますが、これは空港臨海部からの高さ・規模のところにも主要な眺望点からの見え方に配慮するというので、これについては、ほかのところでも記載されて重複しておりましたので、整理しております。

127ページのところで、こちらにつきましては、この多摩川の適用イメージということでイラスト、また、呑川のほうでございますが、こちらは136ページに、イメージ図をそれぞれ追加しております。

「資料5」の21番の対応でございます。

141ページというところで、こちらにつきましては、各市街地類型における色彩基準の考え方ということで、住工調和の市街地につきまして、変更前・変更後ということで、相隣環境に応じて誘導を図っていくということで、言葉を改めております。

147ページということで、「資料5」の23になりますが、こちらのほうにつきましては、景観重要公共施設ということで、147ページのガス橋通り。このガス橋通りというのは、地元で親しみを込めて呼ばれているということで、言い回しを改めて呼びます。

148ページの②河川のところで、多摩川についてでございますが、この「資料5」の24番にございまして、自然環境の保全・創出というのを自然環境の保全ということで、改めているところがございます。

このような形で前回の委員会からの景観計画（案）につきまして、一部手直しとあと写真・イラスト等も追加して、160ページということで、今回「資料2」ということで整理させていただいたところ

でございます。

参考までに今回、この景観計画（案）をまとめるに当たりまして、皆様方の資料のほうでいきますと、「資料3」になります。本年5月に実施いたしましたパブリックコメントと区民説明会の実施結果ということで、資料にまとめさせていただいているところでございます。

「資料3」のパブリックコメントにつきましては、こちら、3ページにかけまして、その他を含めて、26の分類の意見を頂戴しているところでございます。主な意見でございますが、1番の景観特性ということで、空港臨海部や土地利用についての記述について充実させてはどうかという意見について、これにつきましては、先ほど「資料2」の8ページのほうにそういった考え方をあわせて検討の上、入れさせていただいたところでございます。

それから3番のところには、届出対象規模が大き過ぎるということでご意見を頂戴したところでございますが、こちらにつきましては、前回同様の規模ということで進めてまいりたいと考えております。

なお、東京都の景観計画よりは規模を下げておりますので、想定といたしましては、年間150件近くの届け出が出るかなということ予想されるところでございます。

また、5番のところ、事前協議ということでございます。事前協議について十分な時間を設け、また、専門的な意見も踏まえて進めてもらいたいというところでございますが、事前協議に関しましては、「資料2」の38ページのところで説明させていただいておりますとおり、景観法に基づく届出の前に、景観条例によりまして、事前協議ということ、また、事前相談ということで、早い段階での事業者とのやりとりを位置づけたところでございます。

それとともに専門的な意見についてでございますが、大田区としては、景観アドバイザーを活用して、助言をいただきながら、誘導を図ってまいりたいと考えているところでございます。

続きまして、景観形成基準に関しまして、幾つかご意見をいただいたところでございます。6番から7番というところでございます。

また、8番・9番までということで、幾つかご意見を頂戴したところでございます。

11番のところでは、景観資源の中で文化財を生かした景観づくり、この対象範囲を広げてはどうかということでございますが、区としては、面するところを対象として誘導を図ってまいりたいということで、進めていきたいと考えているところでございます。

14、15番ということで、景観重要公共施設ということで、旧内川・六郷用水とか丸子川、こういったものについてご意見を頂戴したところでございます。これにつきましては、景観重要公共施設ということで、都の管理するものもございまして、そういったところと協議を進めながら、148ページのほうにこのような重要公共施設の整備に関する事項ということで、景観の観点から考え方を整理したところでございます。

ページが飛んで、番号といたしまして18番のところ。これは、手続等類似するものについて整理して、ワンストップ的な対応はどうかというご意見でございます。これは、手続の簡素化という点については非常に重要と認識しておりまして、今後さらに検討してまいります。

また、区民との連携ということで、積極的なPRに関する意見を19番でいただいています。

さらに、20番から22番ということで、地区カルテの件、また、具体的な支援の仕組み、表彰制度、こういったものを充実させてはどうかということで、これにつきましては、まだ景観計画の本日の案の段階では、頭出しはしていますが、具体的内容については、また今後さらに詰めてまいりたいと考えているところでございます。

また、その他といたしまして、23番から26番のご意見を頂戴したところでございます。

また、ちょっと時間の関係でこちらは割愛させていただきますが、あわせてパブリックコメントを実施したときに、「資料3」ということで、区民説明会の実施結果ということで、表と裏にかけまして18件の意見等が出たもの、これについての意見と回答要旨ということで整理をさせていただいたところでございます。

以上、「資料2」ということで、前回からの変更点のところを中心に説明させていただいたところでございます。冒頭、申し上げましたとおり、前回から基本的な考え方は変更しておりませんで、内容等を若干精査して、充実を図ったという、そういったようなことでつくらせていただいたところでございます。

私からの説明は以上です。

中井会長 はい、ありがとうございます。都計審の「資料4」はいいのですか。

西山幹事 失礼いたしました。「資料4」につきましても、あわせてご説明させていただきます。

こちらにつきましては、さきの7月3日大田区都市計画審議会が開催されまして、その中で、都市計画審議会の委員の皆様方から頂戴した意見要旨ということでまとめております。

具体的な意見につきまして、この1から7番にございますとおり、今後、景観計画ですとか、景観条例を活用しながら、さらに景観のまちづくりを推進していく運用にかかる意見を中心に頂戴したということで、このような1番から7番ということでまとめているところでございます。1番としまして、国際都市としてふさわしい景観づくり、また、地域と連携した取り組みですとか、他法他施策として、みどりの施策との連携。

さらには、新たに計画を実施するに当たっての事前周知を徹底してもらいたいというご意見。また、行政として公共施設の整備において、積極的な役割を果たすということが5番のほうにはございます。

さらには、いろいろな各種制度ということで、6番に掲げています景観資源の選定の制度ですとか表彰制度、さらには専門家の活用、こういったものを生かしながら、取り組みを進めてもらいたいという、そのようなご意見を頂戴したところでございます。

「資料4」の説明は以上となります。

中井会長 はい、ありがとうございました。

それでは、事務局からの説明に対しまして、ご意見やご質問等がございましたら、お願いしたいと思います。いかがでしょうか。

加藤委員どうぞ。

加藤委員 「資料5」の、项目的には6番になるのですかね。一番下の6番のところ、範囲が広がっている部分になるのですけれども、「資料2」のほうの図でいくと11ページのところで、今まで、旧六郷用水散策路というのは、中原街道の下のほうから流れていたところが、丸子川を含めての世田谷の境界からのところからということで、1キロ以上、1.2キロぐらいあると思うのですけれども、ここが対象になったということで、ここはすごく町の町会の方々もそういう川をきれいにしようという働きをしているとか、イベントをしているとか、あとは地域の環境活動団体の方も、ここは本当に残された水辺のところということで、すごく関心を持たれているところだったと思います。ここが対象になったということは、すごく本当に水辺の景観がよくなるということで、大田区にとってもいいところだと思います。

あとここは、まち歩きというか、大田区のガイドをする人が結構通るところで、いつもガイドをする人に聞かれて、丸子川の水辺のあるところはいいのですけれども、暗渠化されてしまっているところとか、半分暗渠になっていて半分为歩道になっているとかという、何か余り景観もよくないし周りの景観もよくないというところが今回対象になったということは本当によかったと思います。

そこでちょっと質問なんですけれども、この区間というのを今回は地図上では線が増えただけになっているんですけれども、実際にこのところを公共事業としての景観整備地域ということで、住民との話し合いの中で、今後、そういう計画をしていくかという、そういうつながりがあるのか、具体的に動こうとされているのか、あくまでも図面にここは対象になっただけなのかがちょっとよくわからないので、どういう意思でここを対象にしたかというところを教えてくださいたいと思います。

中井会長 はい、事務局、お願いいたします。

西山幹事 景観重要公共施設としての位置づけということで、その区域について今回、考え、整理したということで、こちらにつきましては、先ほど第4章の148ページのところにおきましては、(h)という

ことで、旧六郷用水散策路ということで、この中に景観整備の景観重要公共施設整備に関する事項ということで、基本的な考え方を、まずは景観計画において整理したところでございます。

委員ご指摘のお話については、じゃあ、これから具体的にどうかということでございますが、それにつきましては、今後、関連する都市基盤、土木の部局とかと連携しながら、話のほうをまずは位置づけたということで、その上で考えてまいりたいというふうに整理しているところでございます。

中 井 会 長 私に補足するのも変なのですけれども、153ページに景観重要公共施設というのがございますので、そこに位置づけられているので、まず、施設そのものが景観重要公共施設になりましたから、施設を改修したり、あるいは施設を何かしようというときには、この大田区の景観計画に配慮しながらやらなくては行けないと。これは、まず、ここまでは自動的にそのような位置づけが上がることとなります。

かつ、多分加藤委員のご趣旨からすると、せっかくそうやって改修する機会があるのであれば、地元の方も熱心に活動されているのであるから、そういうところと協働しながら、デザインを考えたりするような取り組みをぜひ進めてもらいたいということだと思えます。

したがって、それは……。これは東京都なのですか。

事 務 局 川は東京都です。

中 井 会 長 道は。

事 務 局 道は区の道です。

中 井 会 長 はい。

赤 阪 幹 事 ちょっと補足させていただきます。今、丸子川につきましては、実は地理上の問題、それから、今、委員がご指摘のように一級河川でありますけれども、ふたがけをして歩道としてやむを得ず共有している問題、これは大きな課題だと思っておりますし、実はご護岸もかなり弱ってきているというところがございますので、東京都と連携をして対応していきたいというふうに思っております。当然、景観のことも形状をいじるようなことになれば、配慮していきたい

というふうに思っています。

中 井 会 長 はい。ということです。

野 原 副 会 長 一応確認ですが、今のお話で、11ページの景観特性のほうは、丸子川まで伸びたということですがけれども、153ページの景観重要公共施設のほうには含まれていないということによろしいですか。

中 井 会 長 いや、川が入っているのじゃない。

野 原 副 会 長 わかりました、すみません。

中 井 会 長 細い水色の線のところ。

野 原 副 会 長 了解いたしました。

中 井 会 長 ほかのご意見はいかがでしょうか。

舟 久 保 委 員 つまらないことでいいですか。

中 井 会 長 ほかのご意見はいかがでしょうか。

舟 久 保 委 員 ちょっと、つまらないことでいいですか。

中 井 会 長 はい。舟久保委員、どうぞ。

舟 久 保 委 員 パブリックコメントをちょっと見てきたのですけれども、いわゆる各論ですよ。この各論に関しては、こういうところには余り書き込めないと思うのですけれども、何か区の考え方がちょっと紋切り型で、十分知っていますよというのは知っているけれども、じゃあ、どうするんだという、そういうのが何も書いてないところが多いので、そこら辺をどういうふうに区のほうでは、具体的にこういうものをつなげていくのかというのをちょっとお聞きしたいです。

中 井 会 長 事務局のほうで、どのようにお考えでしょうか。

西 山 幹 事 パブリックコメントとして、5月に開催いたしまして、このような意見を幾つかいただいたところでございます。確かにこの意見に対して直接計画にかかわる部分で書き込める部分と、あといわゆる計画に基づいて運用していく部分がございますので、なかなかその部分を表現できないところもあるのですけれども、こういった意見・考え方等を幾つか頂戴しておりますので、一部については検討した上で、反映できるものは反映してきたということでございます。

また、あと今後、これを見ていきますと、やはり運用に関してに

かかわる意見もございますので、そういった意見につきましては、やはり運用の中で期待をいただいていますので、しっかりやっていきたいなど思っているところでございます。ちょっと十分お答えになっているかわかりませんが、そのように考えています。

中井会長　まず、このパブリックコメントの実施結果というのは、公表はされるのですね。

西山幹事　ええ。パブリックコメントの実施結果は公表しているところでございます。

中井会長　ああ、そうですか。そこに区の考え方というのが書いてあるので、この意見を述べられた方は読めばいいのだけれども、やや紋切り型というか、なかなかだから、意図がこれで本当に伝わるのでしょうかと。あるいは、その運用で頑張りますというのは、それはそうとしか答えられようがないのでしょうか、これは、広報活動はどうなりますかね、景観計画ができたときの。それを広報とかパンフレットとかも含めて、ちょっとお話しいただけますか、じゃあ。

西山幹事　今、そういったPRの話が出ましたが、現在の状況でございますが、やはり関心を持っていただくということで、景観計画策定経過を含めまして、これまでホームページとか、そういったところでこういった資料等もお出しして、議事録も含めてご案内しているところでございます。

この案が固まると実際にこれを製本してという形になりますので、こういった厚いものから、あとは概要版ということで8ページぐらいにわたるものをつくらせていただいたものがありますので、これをかなりの部数を印刷いたしますので、やはり関心を持っていただくことというのがまず大事かと思えますから、そういったものを配布する中で啓発を進めていきたいと考えているところでございます。

中井会長　これから、ちょっと考えていただいたらいいと思うのですけれども、ほかの自治体だと広報に特集号とか組んでやったり、特別臨時号みたいなので出しているところもあるので、1号丸々となると結構大田区だと大変でしょうから、それでも表紙の1ページぐらいを何か使わせてもらおうとかというようなところを使って、これからの運用に当たって、いろいろいただいたご意見も反映しながら、進

めていく旨の努力宣言をされるとか、ちょっとそういうのを考えてみられたらどうですか。

西山幹事 はい、検討してまいります。

中井会長 はい、ほかはいかがでしょうか。福井先生、どうぞ。

福井委員 すみません、先ほどの蒸し返しなんですが、旧六郷用水散策路の話ですけれども、役所の方に役所っぼいことを言って申しわけないんですけれども、河川のほうを景観重要公共施設にする、都に対するアピールですよ。

先ほど、道のほうは区道だとおっしゃったので、やっぱり区は区として指定しておかないと、後々何かもめるのではないかという気がするんですが、やはりこの1冊の景観計画の中で、旧六郷用水散策路という図が出てくるときに、ある図では区間が短くて、ある図では区間が長いというのは、やっぱりちょっと問題ではないかと思うのですが、すみません、もう一度見解を話していただけないか。

中井会長 はい、いかがですか。

赤阪幹事 実は道路が都道でございまして、丸子川が一級河川で、表面管理を区が行っているという状況になっていますので、複雑に入り組んではおります。ただ、景観は特に区民の皆様が見て一体感のあるものですので、その辺はやはり調整をしていかなければいけないというふうに思っています。

中井会長 確認ですけれども、153ページの景観重要公共施設位置図というものでは、旧六郷用水散策路、これは道路として景観重要公共施設になっていると。あるところからかなのか、全部なのかはちょっとわかりませんが、丸子川が河川として景観重要公共施設になっているという現状というか、この出発時点での景観重要公共施設として認定されているものが、事実としてここに出ていると。先ほど、加藤委員の言われた11ページの図は景観特性として、それが何か一体的にずっとつながっているのですね、赤い点々で。

だから、図のもともとのあらわしているものが違うので、その片方が長くて片方が短いというのは、ある意味やむを得ないところがあるのかなという気もしないでもないですけれど、どうですか。

福井委員 説明ができるのであれば結構だと思います。

中 井 会 長 はい。

野 原 副 会 長 88ページのこの景観立地特性のときに出てくる道路図も、点線でつながって行って、説明として旧六郷用水散策路と書いてあったりするので、ちょっとわからない人に誤解を招きやすいかもしれないですね。

中 井 会 長 区として、ちょっと都のものは、今からまた同意をとってとかいうと大変なので、これは引き続き努力はしていただくとはするものの、せめて区のところは、表記ぐらいは合わせるとかというのはちょっと、あるいは違うものであれば、やっぱり違うドットラインで描くということをされたほうが、誤解は招かないかもしれません。じゃあ、そこはよろしくお願いします。

西 山 幹 事 整理してみます。

中 井 会 長 はい、ほかはいかがでしょうか。じゃあ、大澤委員。

大 澤 委 員 ところどころイメージ図、適用イメージということで、わかりやすい絵を描いてくださっているんですが、例えば、85ページの図なのですけれども、例えば左側の水辺の解放感や見通しに配慮というところに線も引っ張ってあるのですけれども、結局どこを指して、どういう配慮を求めているのかがちょっとわからないんですね。結構ほかのところを見ると、結局どうしてほしいのかがわかりにくいような印象を受けたんですが。

例えば、117ページの図として、これは鳥瞰図のような形であるんですけど、左の線が引っ張ってあるところ、「外壁は、長大で単調な壁面になることを避ける」となっているのですけれども、具体的なイメージがちょっとこの絵からは湧きにくいというような印象もあったり、この同じその右側で、「樹木の高さを超えない高さに工夫」ということで、こういう表現をするのであれば、やっぱり人の目線に立ったときに、ここに樹木があって、それより建物の高さは超えないようにと言ったほうがわかりやすいかなとか。その下の「水辺を活かした空間」というのも、よく見ると青い線があるので、川があるんだとわかるのですけれども、ちょっとわかりにくいと。

だから、ここを「共に保全」とそういう考え方を書くことと同時に、あとどうしてほしいのかという具体的なイメージ。それは、も

しかしたら、ガイドラインのほうで説明をされるのかもしれないんですけども、わかりやすく説明するためのものなのに、余りよくわかりやすい手助けになるようなものになっていないんじゃないかという印象をちょっと受けてしまったので、そのあたりについて、お考えを聞きたいと思います。

中井会長 はい、どうですか、事務局。

西山幹事 適用イメージ図とそれに対する説明との関係性というのがわかりづらいということで、ご指摘いただいたかと思います。それにつきましては、こういったイラストを入れることによって、写真で固定的なイメージより、普遍的な観点からということで、こういったイラストでやったんですが、その辺のところ、ちょっとキャプション等説明については工夫できる部分について、もう少し工夫してまいりたいと思います。

中井会長 ちょっとイラストの差しかえは、かなり大変そうと理解していいですか。

西山幹事 すみません、ちょっとイラストのほうの差しかえは厳しゅうございまして、その説明のところでは何かというところで。

中井会長 じゃあ、ちょっと差しかえはしないまでも、何か明らかにちょっと説明とその絵が合っていないというのがもしあれば、それはちょっと修正しないとだめだと思うので、むしろだから、絵じゃなくて説明のほうを消したりとか変えたりするというような工夫をして。もう一回、その部分を精査していただけますかね。

もちろん、ガイドラインがあるので、そちらのほうで大澤委員の趣旨を反映されるようにしてください。あくまでもこの景観計画本体とガイドラインをセットで使うというのが基本的な形になろうかと思えますから、本体のほうについては、時間の関係もあるでしょうから、絵じゃなくて、そのキャプションの説明がちゃんと合うような形になっているかどうかの精査は、ぜひしてください。

ほかはいかがでしょうか。樋口委員、どうぞ。

樋口委員 アドバイザーという言葉がここへ出てきて、3人の方をご案内いただいたんですけども、このアドバイザーのお仕事ですけども、何か施工者とか設計者とか、そういう形のアドバイザー的な感じが

我々地域住民として感じるわけです。やはりこのアドバイザーが、この地域に何か問題が起きたときに、地域に対してのアドバイザーもこれからできるのかできないのか、そういう場にあるものを、区民に対するサービスとしてつくれるのかどうか。その辺をちょっとお聞きしたいです。

中井会長 はい。どうぞ、事務局のお考えを。

西山幹事 このアドバイザーといいますのは、設計段階においてということで想定しておりまして、やはりつくる前の段階で、設計に良好な景観の考え方を取り入れてもらう、区の景観計画に対して。そうすることによって、ある程度色ですとか、そういった建物の配置ですとか、そういったものを配慮いただくという考え方でございますので、委員のご指摘のほうは、さらに事後的な部分も含めて、そういったところで何とかならないかという部分のお話かと思えますけれども。

樋口委員 その施工者に対して、アドバイザーが建主のほうの希望はもちろん取り入れると思うよ、いろいろなイメージとか景観とか。ところが、地域の住民に対しての配慮、そこまでは恐らくしないと思うのです。こういう条項では、具体的なあれでは。やはり、地域に対するアドバイザーも、やはりその意見をこういう環境にはこういうものが合うのではないかとか、また、こういう計画もあるのではないかという、やはりそのアドバイザーの人が施工者に対して説明をする必要があると思う。これでは抽象的で、ちょっと地域の方が、せっかく立派な方がここへ創設されても、地域の人に対するサービスにはならないと思うのですが、いかがですか。

西山幹事 アドバイザーにつきましては、確かに事前の計画段階で景観計画、ガイドライン等に照らして、助言するというところでございますので、地域の意見をどのように取り入れていくか。その辺のところについて、なかなかの回答は難しい部分でございますけれども、ご意見として頂戴いたしましたので、今後どういう形でこの景観計画の中で対応していけるのかを含めて、宿題として、また運用の状況等も見ながらやってまいりたいと考えています。すみません、ちょっと答えになっていませんけれども。

樋口委員 よろしくお願いいたします、難しいところ。

中井会長 はい、ありがとうございます。大事な視点だと思います。直接アドバイザーの方がその地域に出張って行って、そこで意見を聞くということは、なかなか難しいのかなとは思いますが、そのところは、やっぱり事務局が地域の意見を酌んで、アドバイザーにお伝えするというのが、やっぱり基本なんじゃないかと思うんですけどね。

ぜひそういうことで、アドバイザーの方はもちろん景観計画に沿った形で計画をアドバイスしていただくというのが本来の第一義的な役割ですけれども、それに加えて、地域の方がどういう景観を望まれているのかとか、あるいは細かい話だけど、ここは何かこういう木を植えてほしいんですよみたいなのが結構出てくるのですよ、個別な案件とかをやっていると。そういうことは、少し行政が酌み取ってアドバイザーに伝えてあげるといような形を、今後進めていかれる中で、ぜひそういうことお願いできればと思います。

樋口委員 ありがとうございます。どうも助かりました。

中井会長 ほかはいかがでしょうか。杉山委員、どうぞ。

杉山委員 これは、大分立派な景観計画をつくっていただいたので、すばらしくまとまっていると思いますけれども、二つの点について、ちょっと質問をさせていただきたいのです。

概要なのですが、実は、橋梁という問題がしばしばこのごろほかの区では話題になっておりまして、区ではどうしようもないよというような場合もあつたりする。橋についてどの程度おまとめになっているのかなというのをちょっと今確認してみたのですが、呑川のほうだとか、そういったところは、橋は全てというふうに工作物がかかっているのですが、118ページのこれは国分寺崖線のところなんですけれども、これは、橋梁というところで、「(区が管理するものに限る)」という文言が入っていて、届出規模は全てとなっているんですね。ほかのところでは、実はこの文言がないのかなというのがちょっとあつて。

それから、その橋梁関係で申しますと、例えば住工調和市街地みたいなことになると、64ページのところに工作物に橋梁というのは

ないんですね。その地区、これは土地利用のと分けているので、その中に川がないとは限らないというので、規模、これは何か違うのを、区分があったのだったかとするというような、全ての規模でということで、小っちゃな橋でも、実は少し区内を見せていただいたときに、全部小っちゃくても、ちょっと唐突な色がついていたりとか、若干見受けられる場があったので、どの管理者の場合でも、大田区に關係する橋については、大田区あるいは周辺住民としても希望を出したいなというようなことが橋についてあるんじゃないかなということをおっしゃって、その辺について少しその見方を教えていただきたいというのが1点でございます。

それともう一つ、実は、商店街等々のアーケードはちょっと軒が出てくるようなタイプとか、小さいものなんかですと、実は工作物でもない。工作物としての規模としては、全然短いから届出を出さなくてもいいよという問題があったりとか、建築物じゃないから、全然届け出なくていいよとか、そういうことがあるんですけども、どうも含まれないというか、曖昧な位置づけになっていて、景観審にも出てこないし、景観アドバイザーのほうの会議にも上がってこないとかという事例をたまたま目にしたばかりなのですね。

なので、それぞれのアーケードがあるかどうか私もちょっと把握してないのでありますが、そういった商業的なもので、商店街さんはいろいろおやりになりたいなというようなときには、これは全然関係なかったんですけどかという、これが質問で2点目です。

そのアーケード扱いみたいなことって、どこかに何か語られていたんでしょうかということを含めて、これを2点ほど教えていただきたいということでございます。

中井会長 はい。では、事務局、お願いいたします。

西山幹事 二つ、橋梁の考え方と商店街のアーケードの考え方がどうなるのかということでございますけれども、後段の商店街のアーケードについては、景観重要公共施設の147ページから148ページにかけて、148ページの(d)には、蒲田駅周辺シンボル道路ということで、この中に、今言ったアーケードとかそういったものも入ってきているというところではございます。

それから、橋梁については、橋梁は地域によってということで、基本的には河川を前提に、そこにかかってくるもので、こういう地域で出てくるだろうなというもとにやっている、そのような形で118ページのほうには、区が管理するものということで、これは国分寺崖線のところですが、こういう形で記載して書き分けているというような状況です。

中井会長　ちょっと話を整理すると、まず、橋梁については、重点地域の橋梁は全部届け出てもらいますと。

事務局　多摩川、呑川と臨海部は全部入ります。

中井会長　しかし、それ以外のところの橋梁については、街路が景観重要公共施設になっているようなときを除いては、ノーチェックというところ……。

事務局　ただ、河川で入っていないのは、内川だけなんですけれども、内川は桜のプロムナードの位置づけをしてありますので、そのときに一体的に考えていけるかなと。

事務局　つまり、暗渠化されているところはちょっと別として、水面のある河川については、全ての橋梁はひっかかると、事実上はね。そういう理解でよろしいでしょうか。

事務局　はい、そうです。

中井会長　そうじゃない暗渠みたいなのは、これはしょうがないという話ですね。

それから、もう一点のアーケードは、さっきのところは、もう景観重要公共施設になっているものだけでも、これから例えば商店街の皆さんが、あるかどうかわかりませんが、その簡易なとか、アーケード的なものを設置されたいといったときに、それはどうなるのかということだと思えますよね。道路附属物ですよ、いわゆる。どうですか。

私もどっちかというのと、もう外すほうかなとは思いますが、でも、そういうのが出てきたらどうなるんですか。道路附属物だから、当然占用許可をとらないといけないので、まずはそこで把握はできますよね。

事務局　アーケードの場合は、路上協議会みたいなものに諮りますので、

新設は大変です。消防と警察と大田区がはいります。

杉山委員 新設じゃなくて、やっぱり改修だと思うんですよ、問題が割合出てくるのはね。

遠藤委員 ああ、そうですね。

杉山委員 ええ。塗りかえみたいなのがあったりするので、改修というふうに考えていったらどうかなということ。

遠藤委員 そうですね。新設はなかなか無理ですよ。

杉山委員 そうそう、新設はほとんど。

遠藤委員 それなら難しくなる。つくりたいんですがね、できないんです。多分地方へ行っても、そういう商店街は少なくなりましたね。

杉山委員 そうですね。ただ、割と上だけを光が入るように直すとか、やっぱりあるんですよ、改修。

遠藤委員 そうそう。みんな苦勞していますけどね。すごく背が高いです、みんな。

杉山委員 そうですね。今度、変に高くなっちゃってね。

遠藤委員 ええ。

杉山委員 それはそうですね。でも、そのときにそぐわないものが時々やっぱり見られるんです、実は。

遠藤委員 ええ。私の口からは言えないけど、そういう部分はあるかもしれません。それは徐々に区とも相談して……。

杉山委員 でも、そのときには、ここには相談に上がっては来ないということですよ。

遠藤委員 ただね、あれがあることによって、歩行者は少なくとも助かるんですよ。余りきれいでなくても、雨が降ったときに助かったという人がいっぱいいるんですよ。それをぶっ壊しちゃえとは言えないんですよ。言葉が悪いけど。

杉山委員 アーケード協議会というのができるよ。

遠藤委員 新設する場合はですね。

杉山委員 改修は。

事務局 改修も法律にかかるものもあるが、基本的には法律にかけないように、塗りかえだけにします。

中井会長 もうあれですか、区として補足できないということですが、そ

れは。

事務局 商店街で補助金を使うと補足できます。

中井会長 そっちから補足しましょうということですね。

遠藤委員 今、そういった施設があるのは、本当にここに書いてある蒲田の西口ぐらいのものですよ。もう本当に少ないです。本当はどこでもつくったほうがいいと思うんですよ。歩行者の方に親切ですから。私の商店街にもできればつくりたいです。けれども、今言ったように、つくれないですね。本当はつくって、皆さんが便利なように、ぬれないようにしてあげたい。女の人が日傘をささなくても歩けるように、そういうふうにしてあげたいのですが、無理ですね。

杉山委員 ちょっと追加でいいですか。アーケードもそうなんですが、その街路灯の塗りかえとか、それは正直言って、どうしてこんな色にしたんだろうというのがすごく多いんですよ。何かご相談いただいたほうがよかったとか、もったいないとかというのが、ほかの区なのですけれどもありましてね。

遠藤委員 街路灯は今、過渡期なんですね。ちょうどLEDに取りかえるということになりましてね、それがいろいろなところでありましてね、ちょっと過渡期だから、いろいろなところで誤差があるかわかりませんね。

杉山委員 そうですね。何かそういったようなものも、道路付帯物関係が少し、何か協力でみんなでいいのが考えられたらいいなという。

遠藤委員 またよろしくお願いします。

中井会長 一つは、そういうもので補足できるかどうかという問題がまずありそうですね。全部をその区で道路上のものは当然補足はできますけれども、簡単なアーケードの改修とかは補足できないということなので。ただ、補助を出すようなものについては、やっぱり配慮していただくというのが基本だと思うので、補助が出てくれば、そこで補足できますから、そのときは、審議会とまでもいかななくても、そのアドバイザーの方にちょっとこれでいいですかというようなチェックを受けるとか、そういう程度でどうですか。余り細かく、この商店街も同じ電灯というのもいかなものかと逆に思うので。

遠藤委員 それは、多少はしょうがないと思っています。

川 野 幹 事 アーケードも街路灯も非常に景観としては重要な課題だと思っ
ていまして、今、中井会長からお話をされたとおりに、商店街にとっ
ては、やはり自分たちの地域性とか特性をあらわす一つの非常に大
事な要素で、色についても、デザインについてもかなりご検討され
た上で設置をしているのです。

ただ、場所によっては、大田区のところじゃないんですけど、え
っ、こんな色も、というのがあるかもしれません。ただ、そこにつ
いては、今、会長がおっしゃっていただいたように、補助金の中で
産業経済部というところで補助を出している関係もあるので、それ
についてはまちづくり推進部と産業経済部とちょっとこのあり方
について少し検討をさせていただきながら、できるだけ大田区の景観
計画の趣旨を踏まえて設置をしていただく、あるいは改修をしてい
ただくということで、検討させていただきたいと思います。

中 井 会 長 はい、ありがとうございます。じゃあ、そこでも連携をよろし
くお願いいたします。

遠 藤 委 員 わかりました。

中 井 会 長 ほかはいかがでしょうか。

野 原 副 会 長 ほぼ最後だと思いますので、若干クレマーじゃないですけど、
細かいテクニカルなところになるんですけど、ちょっと2点あって、
1点は、立地特性による景観資源周辺の景観形成の対象に関するこ
のイメージの図なんですけど、例えばですけど、「道路」の87ペー
ジの道路の周りの対象物が「【道路】に面する敷地及び交差点等
により突き当たる敷地」ということで、これは以前も議論があった
と思うんですけど、突き当たりとは何かということなんですけど、こ
れちょっと絵が斜めの方向のところを描いてあって、ちょっと点線
をこう伸ばすと、一軒上もかするんじゃないかとかという感じもあ
って、一体つまり要するにどこまでが突き当たりの敷地なのかとい
うのをわかるようにしてあげないと、対象なのか、じゃないのかと
いうところで、じゃあ、聞きに来ればいいというものもあるとは思
うんですけど、ある程度明確になっていたほうがいいのかと思います。

同様に「文化財」、92ページも上の区域を示しますと、「【文化

財等】を有する敷地に面する敷地、もしくは道路を挟んで面する敷地」なんですけど、道路を挟んだ向こう側には点線が入ってないといえますか、これは、文化財の道路の向こう側も対象になるという文言になっているような気がするんですけど、ちょっとそれが含まれていなかったりとかですね。

あと、97ページが公園なんですけど、ほかの河川とかは面する敷地と挟んで、面する敷地は両方表現されているのに対して、この公園のだけは、面する敷地のところは、公園なんであんまり面する敷地はないかもしれないですけど、でも、描かれてなかったりとかというので、対象になるイメージの絵が物によってちょっと違ったりするので、何かこの辺は統一していたほうがいいんじゃないかなというのが1点です。

もう一点は、これはわかりやすさの問題だけなんですけど、恐らくこの景観の32ページ以降で三つ、要するに市街地特性と景観資源と景観形成重点地区でやっていきますということになっていく中で、届出対象行為が何なのかというのは、一つ一つ読めばわかるんですけど、特に②の景観資源に関しては、基本的には要件が市街地類型か重点地区のものをそのまま採用しますということになっていますよね。

それが一軒一軒見ればわかるんですけど、もうもともとその景観資源のものは、そうですというのが先に書かれているほうがわかりやすいなと思ってしまして、その対策としては、36ページに規模一覧表があるんですけど、ここには市街地類型と重点地区しか書いてないんですけど、間に景観資源というのを入れて、「市街地類型もしくは重点地区による」と一言何か書いておくとわかりやすいかなと。その辺が全体像が見えるページというのは、実はあんまりなくて、唯一あるのが33ページの右のイメージ図なんですけど、実は、これに対する詳しい解説が文言でないんで、ちょっとその辺がわかる人じゃないとわからないかなという気がしたんで、一番手のかからない対策としては、36ページのところに一つ、一部入れるということかなというふうに思いました。

以上です。

中井会長 はい、ありがとうございます。この最初の対象となる敷地のイメージ、これは結構重要なので、というのは、景観計画というのは、どの土地にはどういう規制なりルールが適用されているかというのが明示されていないといけないんですね。それは法律でそう決まっているので、明示、これは言葉でしているのだけれども、イメージでもちゃんと明示できるような形に、それをぜひ精査してください。さっきの特に、突き当たりのはちょっと微妙ですよ。これで明示になるかどうかというのは、やや心配なところがあるので、実際の固有名詞に合わせて、こことここをこう、そういう図面があればいいんですけど、そうしたら、皆さんそれを見にくればいい話だから。

だけど、こういうイメージだと、そういうことではないので、ちょっとさっきの87ページかな。これなんかは、もうちょっと説明して。

西山幹事 すみません。景観のこの計画の中でイメージということで作らせていただきましたけど、あと、具体的にどこが対象となるかというところについては、2,500分の1の地図に落として、そういう形でわかるように、混乱を招かないようにしたいと思っております。

ただ、計画の中ではこういう形でちょっと書き込みはさせていただいたところがございます、ちょっとすみません、紛らわしくて。

野原副会長 はい。ただ、原則としてがあるならば、例えば、これは延長線に向かうところで突き当たっているところが基本ですとかというのだったら、ちゃんとわかっていたほうがいいかなと思うのと、あと、もし、詳しくはそちらを見るように参照してくださいとか、何か入れておいたほうがいいと思う。

中井会長 はい、ありがとうございます。

はい、どうぞ。

事務局 具体的にこの景観計画だけではなかなか表現できないので、窓口では、あなたのご相談の敷地は何々に当たりますよ的なチェックシートを今つくってしまして、そのチェックシートと、それから、この景観資源は特に小さいものですので、2,500分の1の地形図を今つくってしまして、それで見ただいて、あなたはこことここ

とここに当たりますというチェックシートをお渡しして、それからスタートしようかなと今考えております。

福井委員 さっきの杉山先生の橋のことに関するコメントなんですが、これコメントです。単体で一つ一つ上がってくるということもあるかと思うんですが、結局これは橋梁群としての色彩なり、形のデザインになると思いますんで、アドバイザーにかける、あるいはこの会議にかける可能性があるときには、各川筋ごとというのですか、その橋梁群ごとに計画をつくっていただいて、その考え方をかけるということをお前提にしてやっていただいて、1個1個を個別にやるとまたそごが生じますので、その整理をしていただいたものを議論するというふうにしたらいんじゃないかと思っておりますので、ご参考にいただければと思います。

以上です。

中井会長 はい、ありがとうございます。

ほかは、ご意見いかがでしょうか。はい、杉田委員。

杉田委員 まず1点、質問なんですけれども、32ページの下の図なんですけれども、地区カルテというのがあるんですけれども、これは以前、もしかしたら説明をいただいていたかもしれないのですが、これはどういったものかというのをちょっともう一度説明いただきたいというのが質問の一つ目です。

二つ目は、先ほど大澤委員のほうから、適用イメージのほうがちよっと図と文言が合っていないんじゃないかというようなお話があって、これは、前回、私が入れていただきたいということで入れていただいたんだと思うんですけれども、見ていくと、恐らく今回入れ込んでいただいたのは、ちょっと斜め上から俯瞰するようなイメージ図になっていて、どうしてもターゲットとなるものが小さく描かれてしまっているんだと思うんです。それで、わかりにくくなっているのかなと思うんですけれども、それよりも、前のページの例えば47ページ等では立面になっていて、それで、わかりやすくなっていると思うんですね。

その対策として、先ほど絵の差しかえはやっぱりなかなか難しいということだったんですけれども、47ページのように、ターゲット

となるものを少し囲み線に入れて表現してあげることで、多少はわかりやすくなるのかなというふうに思いましたので、それは意見としてお伝えして。

中井会長 この線がびゅーっとなっているだけじゃなくてね。

杉田委員 なくて、はい。

中井会長 1点目の地区カルテはどうですか。

事務局 18出張所ごとに今作成しております、今、ホームページの中でも18出張所でもって、旧カルテの前身であって、歴史的なものとか、縁的なものを、18出張所ごとに作成していきます。それをもう少し進めて、景観計画の要素も入れながら、表現していこうかなと思っています。

中井会長 カルテの中に何が書いてあるのですか。

事務局 景観計画の内容と、それから景観資源が入っています。

中井会長 そういうもの。既存のその景観を評価したようなものは入っていないわけね。

事務局 はい。

中井会長 そういう意味では、カルテという名前がいいのかどうかちょっとわからないですね。普通、住環境カルテとかというと、ここが何か道の取りつけが悪いとか、そういう評価された、要するに診断結果が書いてあるのがカルテなので、でも、そういう基本的な景観資源がこれとこれとこれですよという、そういう基本情報に後々どういうものを付加していくかも、ちょっと考えていただくといいかもしれませんね。むしろ、次に景観資源になる候補としてこんなものもありますみたいなものもあるかもしれませんし。

ほかはどうでしょうか。もし、あれでしたら、一応これは審議会への諮問をいただいておりますので、答申という形でお返しをしなければなりません。答申といたしましては、きょう、いろいろ委員から意見が出されましたので、各委員から出された意見を十分踏まえて、必要な修正等を行った上で、景観計画を策定されたいということをお本審議会の本日の答申とさせていただきたいと思いますが、皆さんもそれでよろしいでしょうか。

(異議なし)

中 井 会 長 はい、ありがとうございます。

答申が終わったんで、私が入注文を。都計審の主存意見要旨一番最初に、蒲田と大森についてしっかり進めてもらいたいというのがあって、これは、景観計画の中でも次の重点地区の候補ですよ。ぜひ、ですから、そこをしっかり力を入れて、特に大田区にとって大事な拠点ですので進めていただきたいと。これは私もだから、この都計審の1の意見と同じ意見を、私からの意見ということでお願いをできればと思います。

はい、ありがとうございました。これで、いつごろからその周知というのをやる……、もう行っているんですか。事業者さんとかには、事前に周知しないとなかなか、急に始められてもという話があるんですけども。

西 山 幹 事 まず段階といたしまして、この4月に景観行政団体になったということがございますので、今後、今、景観計画をつくっているということで、でき上がりますということで、ご案内させていただいているところでございます。

先ほど、資料のほうでいきますと、スケジュールについてご案内させていただいたところでございますが、「資料7」のところでございます。本日、7月24日ということで、今日いただいたご意見等を踏まえて、一部こういった中身について手直し等をした上で、決定をとってまいりたいというふうに考えているところでございますので、その上で周知ということで、めどとして8月入ってから、改めてお知らせ等をしてまいりたいというふうに考えているところでございます。

中 井 会 長 はい。ちなみに非常にテクニカルなことを聞いて申しわけないんですけど、事前何とかって、60日前とかに出さなくちゃいけないじゃないですか。あれ、施行日が10月1日のときは、じゃあ、8月にさかのぼってやりなさいってことなんですか。

事 務 局 それは、条例上できないので、あくまで相談業務でやっている。事前に出せというのは、「行為の届出」の60日前ということになりますので、来年確認を出す予定のものが対象になってくると思います。本条例に基づく協議書を出すという場合です。

それまでは事前相談を行っていきます。

中井会長 その事前相談というのは、もうそのころから始められるということですか。

事務局 すでに事前相談は始めています。「大田区景観計画」は、10月1日からやる予定ということで、今も窓口では始めています。

中井会長 わかりました。はい、ありがとうございました。

それでは、残りは報告事項が何件かございますので、事務局のほうでお願いをしたいと思います。

西山幹事 それでは、お配りしました資料が何点かございますので、それにつきましてご報告ということでさせていただきます。

資料のほうでいきますと、「資料6」というところで、「景観アドバイザー名簿」ということでご覧いただければと思います。こちらにつきまして、大田区といたしまして景観アドバイザーということで、この選任区分にございます三つの異なる分野の専門の方々について、景観アドバイザーということでお願いいたしまして、進めてまいりたいと考えているところでございます。

なお、アドバイザーにつきましては、既に東京都の景観計画届出等、そういったものは4月からスタートしておりますので、アドバイザーは6月からということで入っていただきまして、現段階ではまだ東京都の届け出はそんなにございませんので、区で今後計画している公共施設、そういったものを見ていただいて、助言をいただくというような、そんなような形で今ならしといたしますか、進めているような状況でございます。それが「資料6」というところでございます。

あとその他の資料につきましては、先ほど説明させていただいたところがございますので、その他として、参考資料といたしましては、「参考資料2」といたしまして、この景観計画とともに、この4月1日から施行されております景観条例ということで、あわせて景観条例と景観条例施行規則ということで、参考におつけさせていただいたところがございます。詳細な説明は割愛させていただきますが、景観条例のほうにおきましては、1枚目の目次のところの上段がございます6章の構成になっておりまして、景観計画の運用を

していくために必要な事項等を定めているところでございます。それを補足するものとして、また、景観条例施行規則ということで、設定したものでございます。

以上でございます。

中井会長 ガイドライン関係はいいんですか。

西山幹事 ガイドライン関係でございますが、ガイドライン関係ということで、先ほど説明させていた「資料8」ということで、こちらにつきましまして、現在、景観計画とともにこれを補足する目的から幾つかの各種解説資料ということで定めております。こちらの「資料8」の表にございます六つの資料につきましまして、現在、整備等を並行して進めているところでございます。景観計画の概要版、それから建築物のガイドライン、色彩のガイドライン、また、公共施設のガイドラインというものを整理します。

また、届け出に関してでございますが、手続等に関する説明する資料、さらには、小規模な建築物からの景観のまちづくりといたしまして、届出規模にかかわらず、景観計画を踏まえて、まちづくりを進めていこうということに、こういった小規模なものに対しての考え方、こういったものを「資料8」で整理して、このような形でまとめたところでございます。

中井会長 これは、現段階ではどういう段階になっているのでしょうか。

事務局 先年度の内容については、先生方のほうにご意見いただいておりますので、今、ちょうど印刷に向けての案づくりを進めております。今、大澤先生とか、野原先生が言われたものについて、幾らかでも盛り込もうという形でやっておりますので、その辺をもう一度ある程度固まりましたら、先生方のほうにもう一度お伺いしようかなと思っています。

中井会長 はい。委員の皆様方もまだ案の段階ですので、ご覧いただいて意見をという方は、ぜひ事務局に申し出ていただけましたら、案を事務局のほうからお届けするという形にさせていただければと思います。専門分野の先生方は、どうぞよろしくお願いたします。

ほかには特にこちらでご用意した依頼……。加藤委員が、何か。

加藤委員 「資料6」と「資料8」に対して、ちょっとご確認なんですけ

れども、「資料6」のアドバイザーの3分野に対しての3名が書かれているんですけれども、このうち2名がこの委員が所属されている団体と重なっているというか、そこから選出されているように思うんで、このアドバイザーの選定基準とか、選出方法とかというのがどういう形でなされたのかというのをちょっと教えていただきたいのが一つと。

もう一つは、「資料8」のほうで概要版と、あと一番下の小規模の何とかかんとかの景観まちづくりということで、これはどちらかという区民の方々に今回の景観計画というか、行政をこういうふうにしていくんだよという、わかりやすくアナウンスするものだと思います。

概要版は、前回いただいた形になっていると思うんですけれども、こういう概要版と景観まちづくりという下を書いてある小規模のものがあるんですけれども、これを例えばという形で、ちょっと持ってきたんですけれども、東京都がつくっている景観づくりというふうな冊子というのがありまして、この中で景観まちづくり全体の話じゃないんですけれども、歴史的資源を生かしたということで、こういういろいろな写真を用いながら、わかりやすくかつ景観行政はこういうふうな形で進めていますよというような、こういうガイドブックとか。

あとは、佐原というか、今は香取町という名前が変わっちゃったんですけれども、佐原の伝統的建造物の保存地区による景観のつくり方とかいうような、これも市とか教育委員会をつくっている分なんですけれども、こういう冊子のほうが、区民としてはわかりやすくビジュアルで何か理解しやすいと思うんです。

現在、考えられているのは、これは手続上の問題でという形で書かれている部分が多いと思うんで、もう少し区民で見て楽しめるようなガイドブックとか冊子みたいなものも、ご用意されるのがいいのかなと。

ちょうど先ほど、委員長がおっしゃられていた区報なんですけれども、これもたまたまきょう、駅ビルの3階を歩いていると、水と緑のネットワークづくりというイベントというか、パネル展をやっ

ていて、それが1面に出ているんですね、区報に。

ですから、景観行政を始めるに当たって、こういう区報の1面に
出すということは全然可能だと思いますし、特集号でもいいのかな
と思います。

あと、景観を区民みんなに知らせるのであれば、やっぱりシンポ
ジウムを開くとかいうような、そういうわかりやすい冊子とそろえ
てやるのが、区民を巻き込んでやっていけるんじゃないかなと思
いました。

以上です。

中井会長 はい、ありがとうございます。

冊子は、少し動き始めたら考えましょうかね。今すぐというより
は、少し実績が出てきたころに、多分出したほうがいいのかなどい
う面もあって、お金の予算取りの問題もあるんでしょうし、少しど
ういうところを取り上げてというのも議論していただかねばならな
いと思いますので、また、景観審議会の中でお話をして、議論して
いただくということになるかと思います。ご意見ありがとうございます。

ほかに皆さん方からのご意見はございますでしょうか。

加藤委員 アドバイザーのことの……。

中井会長 ああ、そうだ。それ、ぜひ。

西山幹事 アドバイザーにつきましては、こちらのそれぞれ異なる分野と
いうことで、アドバイザーの設置要綱を定めまして、それに基づい
て区長のほうから委嘱という形をお願いしているところでございま
す。

中井会長 いやいや、それはわかるけど、選定方法。

西山幹事 選定方法につきましては、ご指摘のとおりです。こちらにござ
います、これまで景観計画の策定ということがかかわっていただい
た機関等ございますので、そういったところを通じてお願いして、
このような形でまとまったというのが実情でございます。

中井会長 はい。大田区のことを全然わからない人に景観アドバイザーを
頼むのは意味がないと思いますので、その意味では、景観計画を策
定する段階で、多少なりとも関係していただく方々に推薦をいただ

きながらということをまずはやってみたということですね。

西山幹事 はい。

中井会長 はい。いずれも、全部ちゃんと説明できるようにしておいたほうが良いと思うので、よろしくお願いします。

野原副会長 任期は。

中井会長 任期は、2年。

事務局 任期は、2年です。

野原副会長 更新あり。

事務局 はい。

中井会長 はい。それでは、本日は第1回ということでこれぐらいにさせていただきますたいと思います。

次、いつとかというのは、特に決まってないということによろしいのですか。

事務局 決まっていません。ただ、今年度、10月1日から運用を開始しますので、その話も含めて、年度内にはもう一回審議会をやりたいと思っています。

中井会長 そうですね。年度末ぐらいに、じゃあ、運用状況の報告を兼ねていただいて、審議会をというようなことになるのでしょうかね。

事務局 はい。それとあと、専門部会のほうは、あと年内に何度か開かせていただいて、ガイドラインですとか、来年以降の動きについてちょっと検討していただこうかなと思っています。

中井会長 はい。わかりました。ということでございます。

それでは、本日、ここまでとさせていただきますたいと思います。長時間のご審議をありがとうございました。

午後3時39分閉会